

社会福祉法人各務原市社会福祉事業団の役員等の
報酬等及び費用弁償に関する規程

(平成 8年10月 1日規程第1号)

改正 (平成16年 3月30日規程第1号)

(平成26年 3月28日規程第1号)

(平成28年 3月30日規程第5号)

(平成29年 6月20日規程第6号)

(令和 元年 6月17日規程第1号)

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人各務原市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）の定款第8条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 事業団は、役員及び評議員が理事会又は評議員会に出席したときは、別表1により報酬等を支払うことができる。

2 理事長が理事会又は評議員会以外の日において、事業団及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬等を支払うことができる。

3 監事が、理事会又は評議員会以外の日において、事業団及び施設の指導監査等への立会い及び運営状況の指導、監査の業務または事業団及び施設の運営のための業務にあたった場合は別表2により報酬等を

支払うことができる。

- 4 第1項による非常勤役員及び評議員の報酬等は、理事会又は評議員会への出席などの業務にあたった都度、支給するものとし、第2項及び第3項による報酬等の支給については、当月1日から当月末日までの期間とし、その期間計算により翌月10日までに、支給するものとする。

(報酬等の額の決定)

第4条 事業団の全理事の報酬年度総額は、50万円以内とする。

2 事業団の全監事の報酬年度総額は、10万円以内とする。

(費用弁償の支給)

第5条 役員及び評議員が事業団の用務のため旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費については、事業団旅費規程に準じ支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(適用除外)

第7条 常勤理事で職員としての立場を有する者及び各務原市役所職員を兼務する役員に対しては、この規定を適用しない。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成 8年10月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月30日)

この規則は、平成16年 4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日）

この規則は、平成26年 4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日）

この規則は、平成28年 4月1日から施行する。

附 則（平成29年 6月20日）

この規則は、平成29年 6月20日から施行する。

附 則（令和 元年 6月17日）

この規則は、令和 元年 6月17日から施行する。

別表 1

名 称	報 酬（日額）
理事会・評議員会出席報酬等	6,500円

別表 2

名 称	報 酬（日額）
理事長業務報酬等（日額）	3,000円
監事業務報酬等（日額）	6,500円